

妥当性確認結果等の概要

平成 22 年 9 月 21 日

新潟県

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	「阿賀悠久の森」間伐プロジェクト						
申請受理日	2010 年 8 月 11 日						
プロジェクト代表事業者	阿 賀 町						
プロジェクト事業者	—						
その他プロジェクト参加者	—						
新潟県 J-VER 取得予定者	阿 賀 町						
プロジェクト概要	<p>阿賀町の所有する森林において、適正な間伐の推進により森林を健全な形に誘導しながら未来に残せる森づくりを推進し、温室効果ガスの吸収量を高める。</p> <p>また、本プロジェクトの取組を、「阿賀町バイオマスタウン構想(※)」の推進のためのリーディングプロジェクトに位置付け、町民の地球温暖化防止等の意識醸成を図るとともに、オフセット・クレジットの販売により得られる資金により、森林整備の拡大や間伐材による木質バイオマスの利用促進につなげる。</p>						
プロジェクト期間	2007 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日 (6 年 0 ヶ月)						
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日						
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	245	335	629	940	1,069	3,218
ポジティブリスト	No. R001 (Ver3.0)						
方法論	<p>JRAM001 (Ver3.0)</p> <p>森林経営活動による CO₂ 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト) に関する方法論</p>						

※「阿賀町バイオマスタウン構想」(平成 22 年 3 月策定)

阿賀町はバイオマスタウンの実現を目指すため、「木質バイオマス燃料化事業」、「堆肥化事業」、「バイオディーゼル燃料化事業」の推進を図ることとした。

また、木質バイオマスの燃料化事業については、「間伐施業の促進」、「間伐材の利活用」と併せて、「カーボン・オフセット」に取り組むこととしている。

(2) 審査結果

審査内容	バリデーションチームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	申請書、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が新潟県オフセット・クレジット制度に依拠していることを確認した。
適格性要件 (C)	<p>申請書、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論の適用は新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。</p> <p>○条件1</p> <p>プロジェクト実施地を森林施業計画で確認したところ、全て地域森林計画の対象森林であることが確認された。また、平成22年1月15日公表の下越地域森林計画図及び森林簿により照合したところ、実施地は、森林法第5条に定める森林として位置付けられており、妥当と判断される。</p> <p>○条件2</p> <p>プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施地は、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていないことが明確に記述されており、森林施業計画において、転用、主伐は計画されていないことを確認した。 ・森林法第15条の伐採届けを確認したところ、2007～2009年の間伐にあっては、森林施業計画に合致していること、造林補助金の書類からも2007年4月1日以降に森林施業計画に基づき施業（間伐）されたものであることが確認された。 <p>○条件3</p> <p>プロジェクト実施地の森林施業計画については、認定書のとおり阿賀町から認定をうけており、森林施業計画に正しく記載されていることを確認した。また、クレジット発行対象期間終了後、平成35年3月31日まで森林施業計画を更新していく予定であることが確約されており、妥当と判断される。</p>
排出量・吸収量算定 (I・II)	<p>モニタリングプラン、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおける吸収量の算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。</p> <p>施業年と吸収量算定年については、J-VER制度モニタリングガイドラインI-7の「吸収量の計上方法」の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており、妥当と判断される。</p>
モニタリング計画 (III～VI)	モニタリングプラン、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。

	<p>純吸収量で考慮する温室効果ガスの吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、モニタリング体制・フロー、QA/QCについては妥当であると判断される。</p> <p>また、「不確かさの評価」については5.4%であり、その量的基準である10%に適合していることから妥当であると判断される。</p>
その他 (D)	<p>証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、関連する許認可及び関係法令等の遵守状況、ステークホルダーとの調整状況について確認した結果、当プロジェクトの申請書における記載内容が、新潟県オフセット・クレジット制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
認証審査委員会への推奨	<p>新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱に基づいて妥当性確認を実施した結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへ準拠していることが確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、新潟県オフセット・クレジット制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対し新潟県オフセット・クレジット制度に基づき、登録を行うことを推奨する。</p>

(3) パブリックコメントの概要

当プロジェクトに関して、平成22年8月23日～9月6日に一般からの意見募集を行ったが、提出された意見はなかった。